

11月の税務カレンダー

国民健康保険税 第6期
個人事業税 第2期
長崎県・市ホームページより



年調減税事務のポイント

年調減税事務では、対象者の年末調整の際に定額減税額を再計算し、従来通り算出した税額から控除します。従来通りの年末調整の手続きと並行して年調減税事務を行う流れとなります。ポイントとしては、次の3つになります。

① 対象者・人数を特定

対象者の要件

納税者（従業員）本人：2024年分の合計所得金額が1,805万円以下。

原則、年末調整の対象となる従業員全員に年調減税事務が必要となります。

同一生計配偶者：国内居住で納税者と生計を一にし、2024年分の合計所得金額が48万円以下。

「控除対象配偶者」は年調減税事務が必要になり、「配偶者特別控除の適用を受ける配偶者」は年調減税事務の計算に含めることはできません。また、従業員の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除を受けられませんが、定額減税の対象にはなりません。

扶養親族：国内居住で納税者と生計を一にし、2024年分の合計所得金額が48万円以下。

扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」欄に記載された扶養親族は、年調減税事務の計算に含めます。

そのため、月次減税事務には含めなかった2024年6月2日以降に生まれた子も定額減税の対象となります。

② 年調所得税額から定額減税を控除

- 所得税額を通常通り計算し、年末調整計算シート等の「年調所得税額②④」欄に記入します。
- 源泉徴収税額の集計時に、月次減税事務で実際に源泉徴収した税額を給与と賞与とでそれぞれ集計し、年末調整計算シート等の「税額③」欄と「税額⑥」欄に記入し、その合計額を「税額⑧」欄に記入します。
- 年調所得税額が算出されたら、定額減税分（年調減税額）を控除します。控除は年調所得税額を上限に行います。控除しきれなかった分は、所得税額を0円として次年度には持ち越しません。
- 定額減税した後は、その金額に復興特別所得税を加算（×102.1%）して年調年税額を算出します。その後、過不足額を精算します。

③ 定額減税を含めた源泉徴収票を作成

源泉徴収票の摘要欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。年調所得税額が年調減税額以上となった場合、年調減税額の金額を源泉徴収票に記載します。逆に下回っている場合は、年調所得税額を記載します。合わせて、年調所得税額から控除しきれなかった金額がある場合は「控除外額××円」を、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」を記載します。

そして「源泉徴収税額」欄には、復興特別所得税を含む年調年税額を記載します。合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		日本個人金等特別控除の額	
円	円	円	円	円	円	円	円
1569	930	120	000	50	000	205	000

(摘要)
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円
非控除対象配偶者減税有

<給与の「103万円の壁」はどうなる？>

先月の衆議院選挙において自民党・公明党の与党陣営は議席の過半数に至らず、少数与党となる見通しです。従って、与党としては野党のいずれかと連携を模索しているとのこと。

そこで急遽浮上してきたのが、国民民主党が主張する「103万円の壁」撤廃政策に賛同し、国民民主党を与党の側に引き込む作戦です。

ところで「103万円の壁」は所得税を意識した表現ですが、社会保険への加入等を考慮すると、106万円の壁や、130万円の壁等があり、一朝一夕にはいかない問題が山積しております。